

News Release

令和4年7月12日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株) 銭高組九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株) 銭高組九州支店 (福岡市博多区店屋町2-16)

(本社: 大阪府大阪市西区西本町2-2-4)

- ・ 土木一式工事-特A級
- ・ 建築一式工事、管工事、内装仕上工事、水道施設工事、解体工事-A級
- ・ とび・土工・コンクリート工事、電気工事、造園工事-B級
- ・ 舗装工事、しゅんせつ工事-級外

2 指名停止期間

7月13日から12月12日まで 5か月

3 指名停止理由

(株) 銭高組は、防衛省近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地の施設新設工事に関し、令和4年5月31日、同社の元名古屋支店長 (一般役員等) が公契約関係競売等妨害罪で起訴されたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表2第9項 (競売入札妨害又は談合) に該当する。

指名停止期間については、(短期) 4か月以上 (長期) 12か月以内の範囲で措置することとなり、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第6号 (代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき) の加算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、

5か月とする。

5 令和2年度～令和4年度発注実績
実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1362）